

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
		指摘なし	要重点検	要是正	既存不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸		—			
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等		—			
(3)	機械室の床の貫通部		—		—	
(4)	救出装置		—			
(5)	開閉器及び遮断器		—		—	
(6)	制御器 接触器、 継電器及 び運転制 御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			—
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計(該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
(7)	ヒューズ		—		—	
(8)	絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超)				MΩ	
	電動機の回路(300V以下・300V超)				MΩ	
	制御器等の回路の300Vを超える回路				MΩ	—
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路				MΩ	
(9)	接地		—		—	
(10)	階床選択機		—		—	
(11)	減速歯車					—
(12)	巻上機 綱車又は 巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 () mm ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否			—
		複数の溝間の摩耗差の状況	適・否			—
受付番号		登録番号	—	—		

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号	
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
(13)		軸受		—		—		
(14)	巻上機	軸受	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
		ブレーキ	保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否				
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm	右 () mm 左 () mm			—	
			ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 () mm 要是正となる基準値 () mm	() mm				
(15)	そらせ車			—		—		
(16)	電動機			—		—		
(17)	電動発電機			—		—		
(18)	駆動装置等の耐震対策			—				
(19)	速度	定格速度 () m/min	上昇 下降	() m/min () m/min		—	—	
2	共通							
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の () %)	() m/min				—	
		キャッチの作動速度 (定格速度の () %)	() m/min					
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の () %)	() m/min				—	
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 () mm 未摩耗直径 () mm	() %				
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数 () 本 1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 () 本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	() %				
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 () mm 未摩耗直径 () mm 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の 最大の素線切れ数 () 本					
		主索本数 () 本 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ () mm 基準長さ () mm	伸び () %				
鎖本数 () 本 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								
			登録番号	—	—			

番号	検 査 項 目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点 検	要是正	既 存 不 適 格	
(4)	主索又は鎖の張り		—		—	
(5)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部		—			
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置		—			
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置		—		—	
(8)	はかり装置		—			
(9)	戸開走行保護装置		—			
(10)	地震時等管制運転装置		—			
(11)	降下防止装置		—		—	
(12)	換気設備等		—		—	
(13)	制御盤扉		—		—	
3	かご室					
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床		—			
(2)	かごの戸及び敷居		—			
(3)	かごの戸のスイッチ		—		—	
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置		—		—	
(5)	車止め、光電装置等				—	
(6)	かご操作盤及び表示器		—			
(7)	操縦機				—	
(8)	外部への連絡装置				—	
(9)	かご内の停止スイッチ		—		—	
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識		—		—	
(11)	かごの照明装置		—			
(12)	停電灯装置		—			
(13)	かごの床先		—			
4	かご上					
(1)	かご上の停止スイッチ		—		—	
(2)	頂部安全距離確保スイッチ		—		—	
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材		—		—	
(5)	頂部綱車		—			
(6)	调速機ロープ	径の状況 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） %				—
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下				
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()				
(7)	かごの非常救出口		—			
(8)	かごのガイドシュー等		—		—	
(9)	かご吊り車		—		—	
(10)	ガイドレール及びレールブラケット		—			
(11)	施錠装置					
(12)	昇降路における壁又は囲い		—			
(13)	乗り場の戸及び敷居		—			
(14)	昇降路内の耐震対策		—			
		登録番号	—	—		

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格	
(15)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(16)	釣合おもりの各部		—			
(17)	釣合おもり 非常止め装置	形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式				—
		作動の状況 イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、 主索又は鎖が緩んだままであることを確認				
(18)	釣合おもりの吊り車		—		—	
(19)	かごの戸の開閉機構		—		—	
(20)	かごの枠		—		—	
5	乗り場					
(1)	押しボタン等及び表示器		—		—	
(2)	非常解錠装置				—	
(3)	乗り場の戸の遮煙構造		—			
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造		—		—	
(5)	制御盤扉		—		—	
6	ピット					
(1)	保守用停止スイッチ		—		—	
(2)	底部安全距離確保スイッチ		—		—	
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ		—		—	
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式 ばね式・油入式・緩衝材				—
		劣化の状況		適・否		
		作動の状況（油入式のものに限る）		適・否		
		油量の状況（油入式のものに限る）		適・否		
(5)	張り車		—		—	
(6)	ピット床		—		—	
(7)	かご非常止め装置	形式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式				—
		作動の状況 イ. 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを 開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が 緩んだままであることを確認				
(8)	かご下綱車		—		—	
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部		—		—	
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材				—
		制御方式 交流1(2)段制御・その他		mm		
		前回の定期検査時 (mm)				
(11)	移動ケーブル及び取付部		—		—	
(12)	ピット内の耐震対策		—			
(13)	駆動装置の主索保護カバー		—		—	
(14)	かごの枠		—		—	
		登録番号			—	—

